

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 19 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
井 上 睦 子

学校施設の緊急点検の実施に当たっての補足について（依頼）

平素より、私立学校施設整備費の執行事務に御尽力いただき、御礼申し上げます。

「学校施設の緊急点検の実施について（依頼）」（平成 30 年 10 月 19 日付け 30 施参事第 38 号）において、今般の政府における「重要インフラの緊急点検」を受け、学校施設についても、自然災害時に人命を守るために機能を確保する必要がある重要インフラの一つとして、安全性確保の観点から緊急点検の実施について依頼をしたところです。

当該点検に当たっては、本補足に基づき点検を実施いただき、その結果に基づき提出シートを記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

また、本補足において作成を依頼している添付のとりまとめシート及び補足作業シートも併せて、提出いただきますようお願いいたします。

このことについて、所轄の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校に対して依頼するとともに、調査結果の取りまとめ及び提出をお願いします。

なお、本補足により提出いただくとりまとめシート及び補足作業シートについては公表を前提としたものではなく、私立学校施設の緊急点検の状況を把握するために用いるものであることを申し添えます。

（本件連絡先）

文部科学省高等教育局私学部私学助成課
助成第二係 青山、小野内、横山
電 話：03-5253-4111（内線 2746）
メー ル：josei2@mext. go. jp

学校施設等の重要インフラの緊急点検 補足作業シート等作成要領

1. 点検内容

一般の「重要インフラの緊急点検」及びこれまで「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成 27 年 10 月 30 日付 27 文科施第 375 号）等において求めている点検（建築基準法第 12 条に基づく調査及び点検。以下「建築基準法点検」という。）又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検^{※1}（以下「建築基準法点検等」という。）で点検する項目のうち、特に災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される屋根や外壁、天井等の劣化及び耐震性の有無等について点検を実施する。

※1：本調査では、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成 27 年 3 月文部科学省。以下「ガイドブック」という。）第 5 章に示す点検チェックリスト（学校設置者編）（以下「点検チェックリスト」という。）に基づく専門家による点検等を指す。

URL： http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

2. 点検対象校^{※2、※3、※4}

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の施設

※2：休校中の学校や分校も対象とし、廃校や帰還困難区域等内に設置されている学校は除く。

※3：「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成 27 年 10 月 30 日付け 27 文科施第 375 号）の「1. 建築基準法に基づく法定点検の実施について」の(1)による調査又は点検（以下、「建築基準法点検」という。）の義務づけがない学校も調査対象とする。

※4：児童生徒等が日常的に利用しない施設や職員宿舎は対象外とすることができる。

3. 点検基準日

平成 30 年 10 月 31 日

4. 提出期限

平成 30 年 11 月 5 日 12 時（厳守）

5. 作業の流れ

- (1) 各都道府県より、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する法人に対して、補足作業シートの作成を依頼。
- (2) 法人から都道府県へ補足作業シートの提出
- (3) 都道府県において各法人から提出された補足作業シートを一つの表にとりまとめ。
- (4) 一つの表にとりまとめた補足作業シートの結果が、とりまとめシートに反映されていることを確認
- (5) とりまとめシートの学校数等に誤りがないかを確認の上、「学校施設の緊急点検の実施について（依頼）」（平成 30 年 10 月 19 日付け 30 施参事第 38 号）の提出シート（以下「提出シート」という。）へ転記
- (6) 都道府県から補足作業シート、とりまとめシート及び提出シートを 6. に示す提出先へ提出

6. 提出方法・提出先

都道府県において、各法人から提出された補足作業シートを一つの表にまとめ、当該表の数値がとりまとめシートに反映されていることを確認の上、以下のとおり提出する。

提出先：高等教育局私学部私学助成課助成第二係

(メールアドレス) josei2@mext.go.jp

件名：【〇〇】学校施設の緊急点検

添付ファイル名：(提出シートの電子ファイル)

【〇〇】学校施設の緊急点検.xlsx
(補足作業シート及びとりまとめシートの電子ファイル)

【〇〇】学校施設の緊急点検(補足).xlsx
※〇〇には、都道府県名を記入する。

7. 補足作業シート記入作業の流れ

補足作業シートの作成に当たっては、別紙に示すフローの流れで作業を行い、各欄は8.に示す記入要領及び記入例に基づき、入力する。

8. 補足作業シート記入要領

項目番号	記入要領
①都道府県名 ②設置者名 ③学校種別 ④学校名	該当する都道府県名、設置者名、学校種別、学校名を記入する。
⑤過去3年以内の建築基準法点検等の状況	過去3年以内に、学校内の施設について、1棟でも建築基準法点検等を実施している場合は「点検実施」を、建築基準法点検等を実施した施設がない場合は「点検未実施」を記入する。 なお、学校内の施設全て(児童生徒等が日常的に利用しない施設や職員宿舎を除く)が、新築、改築後間もない場合は「点検実施」を記入する。
以下の項目は、⑤において「点検実施」と回答した場合には必ず回答すること。	
⑥劣化等の有無	建築基準法点検等を実施し、その結果、当該学校の施設が、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成20年3月10日付国土交通省告示第282号)別表(以下「別表」という。)や、点検チェックリストの項目を確認し、以下の⑦屋根・屋上、⑧外壁、⑨天井、⑩内部、⑪敷地・地盤、⑫避難施設等、⑬その他の記入欄のいずれかに「○」を記入した場合は「有」を記入する。⑦屋根・屋上、⑧外部、⑨天井、⑩内部、⑪敷地・地盤、⑫避難施設等、⑬その他の記入欄の全てが空欄の場合は「無」を記入する。
⑦屋根・屋上	以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。 ・建築基準法点検項目*3(2)～(4)、(7)で要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 ※参考「建基法12条点検項目」を参照。以下同じ。
⑧外部	以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。 ・建築基準法点検項目2(6)～(18)で要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 ・点検チェックリスト点検項目Ⅲ又はⅣ(1)～(7)(ガイドブックP38,39)で専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で

	是正が行われていない場合
⑨天井	<p>以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法点検項目 4(24), (25), (34)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 ・点検チェックリスト点検項目Ⅰ(1)～(7)又はⅡ(1)～(3) (ガイドブック P37, 38) において専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合
⑩内部	<p>以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法点検項目 4(6)～(10), (12)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 ・点検チェックリスト点検項目Ⅴ(1)～(5) (ガイドブック P39) において専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合
⑪敷地・地盤	<p>以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法点検項目 1(8)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合
⑫避難施設等	<p>以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法点検項目 5(8), (15), (25)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合
⑬その他	<p>以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法点検項目 6(5)～(9)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合
⑭平成30年6月に提出した実施計画調査の非構造部材の対策事業との関連	<p>平成30年6月に提出した実施計画調査「様式1」「様式2」で平成30・31年度に契約予定としていた非構造部材の対策事業のうち、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業があれば、「様式1」及び「様式2」ごとに、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。(⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業でない場合は、非構造部材対策事業であっても本表には計上しないこと。)</p> <p>なお、平成30年6月に提出した実施計画調査の「様式1」「様式2」において、複数の学校を一つの事業として計上していた場合には、按分し、それぞれの学校ごとに計上してください。</p>
⑮平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の事業	<p>平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の非構造部材の対策事業であって、平成30・31年度に、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業の実施予定があれば、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。</p>

補足作業シート記入フロー

①、②、③、④欄

法人として設置している学校ごとに1行ずつ、①都道府県名②設置者名③学校種別④学校名を記入

(以下、学校毎(行毎)に作業)

⑤欄

学校内の施設全て(児童生徒等が日常的に利用しない施設や職員宿舎を除く)が、新築、改築後間もない場合は「点検実施」を記入する。

「点検実施」と記入していない場合

「点検実施」と記入した場合

⑥欄以降の記入は不要

⑤欄

過去3年以内に、学校内の施設について、1棟でも建築基準法点検等を実施している場合は「点検実施」を、建築基準法点検等を実施した施設がない場合は「点検未実施」を記入する。

(点検実施となる場合)

- ・建築基準法の義務づけの有無に関わらず建築基準法点検を実施している場合
- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成27年3月文部科学省。以下「ガイドブック」という。)第5章に示す点検チェックリスト(学校設置者編)(以下「点検チェックリスト」という。)に基づく点検を実施している場合

「点検実施」と記入した場合

「点検未実施」と記入した場合

⑥欄以降の記入は不要

⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬欄

※手元に建築基準法点検の結果表又は点検チェックリストを準備する。

以下の場合には各欄に○を記入する。(建築基準法点検項目については参考資料を参照。)

⑦欄：建築基準法点検項目3(2)~(4),(7)で要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合

⑧欄：・建築基準法点検項目2(6)~(18)で要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合
・点検チェックリスト点検項目Ⅲ又はⅣ(1)~(7)(ガイドブックP38,39)で専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合

⑨欄：・建築基準法点検項目4(24),(25),(34)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合
・点検チェックリスト点検項目Ⅰ(1)~(7)又はⅡ(1)~(3)(ガイドブックP37,38)において専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合

⑩欄：・建築基準法点検項目4(6)~(10),(12)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合
・点検チェックリスト点検項目Ⅴ(1)~(5)(ガイドブックP39)において専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合

⑪欄：・建築基準法点検項目1(8)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合

⑫欄：・建築基準法点検項目5(8),(15),(25)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合

⑬欄：・建築基準法点検項目6(5)~(9)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合

次ページへ

前ページより

⑦～⑬欄のいずれかに○を記入した場合

⑥欄に「有」を記入、⑦～⑬欄の「○」を記入していない欄に「-」を記入

⑦～⑬欄のいずれも空欄の場合

⑥欄に「無」を記入

⑭欄：平成30年6月に提出した実施計画調査「様式1」「様式2」で平成30・31年度に契約予定としていた非構造部材の対策事業のうち、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業があれば、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。

⑮欄：平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の非構造部材の対策事業であって、平成30・31年度に、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業の実施予定があれば、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。

提出前にエラーチェック欄（エクセルO列、AE列）に表示が出ていないことを確認の上、提出すること。

建基法12条点検項目

番号		国土交通省告示第282号における調査項目		区分
1 敷地及び地盤	(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	⑪敷地・地盤
	(6)～(10)	外壁	躯体等	⑧外部
2 建築物の外部	(11)	外壁	外装仕上げ材等	⑧外部
	(12)	外壁	外装仕上げ材等	⑧外部
	(13)	外壁	外装仕上げ材等	⑧外部
	(14)	外壁	外装仕上げ材等	⑧外部
	(15)	外壁	窓サッシ等	⑧外部
	(16)	外壁	窓サッシ等	⑧外部
	(17)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	⑧外部
	(18)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	⑧外部
	(2)	屋上及び屋根	屋上周り(屋上面を除く。)	⑦屋根・屋上
	(3)	屋上及び屋根	屋上周り(屋上面を除く。)	⑦屋根・屋上
3 屋上及び屋根	(4)	屋上周り(屋上面を除く。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	⑦屋根・屋上
	(7)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	⑦屋根・屋上
4 建築物の内部	(24)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	⑨天井
	(25)	天井	特定天井	⑨天井
	(34)	機器(照明器具、懸垂物等)	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	⑨天井
	(6)～(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	⑩内部
	(12)	壁の室内に面する部分	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	⑩内部
5 避難施設等	(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	⑫避難施設等
	(15)	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	⑫避難施設等
	(25)	排煙設備等	防煙壁の劣化及び損傷の状況	⑫避難施設等
	(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	⑬その他
	(6)	煙突	建築物に設ける煙突	⑬その他
6 その他	(7)	煙突	建築物に設ける煙突	⑬その他
	(8)	煙突	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	⑬その他
	(9)	煙突	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	⑬その他

参考

【 補足作業シート 】

①都道府県名: **A県**

補足作業シート／全都道府県が法人から収集の上、国へ提出

記入例

①	②	③	④	⑤	⑥	劣化等の状況							⑬
都道府県名 【自動記入】	設置者名	学校種別	学校名	過去3年以内の建築基準法点検等の状況	"有、無" "点検実施、点検未実施"	⑦ 屋根・屋上	⑧ 外部	⑨ 天井	⑩ 内部	⑪ 敷地・地盤	⑫ 避難施設等	その他	
凡例	〇〇学園	小学校	〇〇小学校	"点検実施、点検未実施"	"有、無"	4	3	1	2	"〇、-"	"〇、-"	"〇、-"	
A県	-	-	12	10	6	4	3	1	2	"〇、-"	"〇、-"	5	
A県	A学園	小学校	A小学校	点検実施	有	○	-	○	-	○	○	○	
A県	A学園	小学校	B小学校	点検実施	有	○	○	-	○	-	-	○	
A県	A学園	小学校	C小学校	点検実施	有	○	○	-	-	-	-	○	
A県	A学園	中学校	D中学校	点検実施	無	-	-	-	-	-	-	-	
A県	E学園	特別支援学校	H特別支援学校	点検実施	有	-	○	-	-	○	-	○	
A県	F学園	中等教育学校	I中等教育学校	点検実施	有	-	-	-	-	-	○	○	
A県	G学園	中学校	J中学校	点検未実施									
A県	K学園	小学校	L小学校	点検未実施									
【記入誤りの例: 記入誤り部分は青太字部分】													
A県	エラー例1	小学校	E小学校	点検実施	有	-	-	-	-	-	-	-	
A県	エラー例2	義務教育学校	F義務教育学校	点検実施	有	-	-	-	-	-	-	-	
A県	エラー例3	小学校	H小学校	点検実施	無	-	-	-	-	-	-	-	
A県	エラー例4	小学校	T小学校	点検実施	無	○	-	-	-	-	-	-	

未入力項目あり
未入力項目あり
未入力項目あり
エラー

エラーチェック
ク欄に表示が出ないよう修正すること。

⑥を「有」と回答した場合、⑦～⑬のいずれかに「○」があることを確認する。
⑥を「無」と回答した場合、⑦～⑬は「-」もしくは空欄とする。
※どのような場合に「○」を付すかは、補足作業シート等作成要領を参照

⑤を「点検実施」と記入した場合、⑥は必ず記入。

①～⑤は全ての学校を記入し、空欄のないように記入。
小学校と中学校など複数の学校で共用で利用している施設がある場合、建築基準法点検等の状況(⑤欄)及び劣化等の状況(⑥～⑬欄)については、それぞれに当該結果を反映する。
【例】
小学校と中学校で体育館を共用しており、建築基準法点検等の結果、屋根・屋上に劣化等がある場合
⇒小学校及び中学校ともに、⑤欄は「点検実施」、⑥欄は「有」、⑦欄は「○」を記入

【 補足作業シート 】

担当者連絡先

氏名	XX XX
メールアドレス	XX@XXXXXX
電話番号	XX-XXXX-XXXX

記入例

国への提出時には、県の担当者連絡先をご記入ください。
(法人→都道府県の時点では、必要に応じてご利用ください。)

②	④	平成30年6月に提出した実施計画調査の実施計画調査の非構造部材の対策事業との関係		⑮平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の事業				
		設置者名 【自動記入】	学校名 【自動記入】	事業数	補助対象事業経費 (千円)	事業数	補助対象事業経費 (千円)	
A学園	7	61,000	3	16,000	2	30,000	4	35,000
A学園	2	15,000	1	10,000				
A学園	1	6,000					1	10,000
A学園								
E学園			2	6,000				
F学園	4	40,000			2	30,000	3	25,000
G学園								
K学園								

エラーチェック

エラーチェック欄に表示が出ないよう修正すること。

平成30年6月に提出した実施計画調査「様式1」「様式2」で平成30・31年度に契約予定としていた非構造部材の対策事業のうち、⑦～⑬に○を付した損傷・劣化等に対する安全対策のための事業があれば、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。(⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業でない場合は、非構造部材対策事業であっても本表には計上しないこと。)

なお、平成30年6月に提出した実施計画調査の「様式1」「様式2」において、複数の学校を一つの事業として計上していた場合には、按分し、それぞれの学校ごとに計上してください。

【例】

様式1: ◆◆中学校・▲▲高等学校体育館天井対策事業 経費 30,000万円
⇒作業シート ◆◆中学校 ⑨天井:○ 事業数:1 補助対象事業経費:15,000千円
▲▲高等学校 ⑨天井:○ 事業数:1 補助対象事業経費:15,000千円

平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の非構造部材の対策事業であって、平成30・31年度に、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業の実施予定があれば、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。

エラーチェック欄に表示が出ないよう修正すること。